



# 安全保障輸出管理ハンドブック

## Security Export Control Handbook

安全保障輸出管理とは、国際的な平和及び安全を維持するための一つの手段で、武器、軍用に転用される恐れのある物が、大量破壊兵器の開発者やテロリストなどに渡らないようにするものです。

この冊子は、教職員及び学生が、**特定の貨物(実験器材など)を国外に持ち出したり、特定の技術を外国人に提供する際に、安全保障輸出管理上注意しなければならない事項を簡単にまとめたものです。**

金沢大学先端科学・イノベーション推進機構

# 1. 輸出規制の内容

①日本では、海外へ貨物を輸出したり、技術を外国人に提供する場合、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)によって、規制が行われます。この輸出規制には、規制対象がリスト明記されたリスト規制と、用途及び需要者により 規制判断される キャッチオール規制があります。

両規制の規制目的、規制対象地域はFig1の通りです。

規制の目的	規制対象地域
兵器及び兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制 (リストで判断)	<u>全地域</u> 向け輸出が対象
大量破壊兵器又は通常破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制 (用途、需要者で判断)	<u>ホワイト国</u> *以外の全地域向け輸出が対象

Fig.1: 規制の内容

※ ホワイト国: 輸出管理を厳密に実施している27ヶ国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ、ブルガリア

②規制対象となる貨物又は技術を輸出する場合には、経済産業省へ申請し、許可を得る必要があります。

③金沢大学では、Fig2に示す次の手続きに従って、経済産業省への申請の必要性を判断しております。

なお、申請の必要性を判断する際に、先端科学イノベーション推進機構の担当教員が務める輸出管理責任者が、必要に応じて「分野担当相談員」に相談しながらサポートを行い、「学内審査申請書」の提出者の負担軽減を図っております。

ステップ1（輸出・技術の提供を行う教職員）

- ① 「学内審査申請書」の「申請区分」にある各事項に該当するか判断
- ② 該当する場合、「事前確認リスト」を作成し、いずれかの項目が「はい」に該当しないかを確認  
上記判断が困難な場合、輸出管理責任者に相談

ステップ2（輸出管理責任者、場合により分野担当相談員）

教職員からの相談対応、申請が必要な場合学内審査（1次）

ステップ3（輸出管理総括責任者＝研究担当理事）

学内審査（2次）・重要事項の輸出管理最高責任者への報告

ステップ4（輸出管理最高責任者＝学長）

重要事項の決定

ステップ5（産学連携課知的財産係）

審査結果の申請者あて通知（経産省への申請の要否）

Fig.2: 学内の流れ(H27/11改訂)

## 2. 学内申請を検討すべき行為

「学内審査申請書」の「申請区分」にある、下記①から⑥の各事項に該当する場合、学内での申請が必要かどうか判断が必要です。

- ①外国居住者、入国後6月未満の者、外交官等への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入  
例：技術情報を記録したCD、USBメモリの提供等  
海外からの来客に対するプレゼンテーション  
大量破壊兵器開発に使用可能な機器の使用の指導
- ②懸念国に技術を持出す蓋然性の高い者への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入  
研究者、留学生受入れ等の場合、将来、懸念国へ大量破壊兵器開発等に転用可能な技術を持ち出すおそれがないかを確認します  
懸念国：北朝鮮、イラン、イラク(2015年10月現在)  
永住者、難民認定者は懸念なしと判断します
- ③通信回線、郵便を用いた外国への、資料、図面、データ、プログラムの提供
- ④外国への貨物の提供  
説明・展示のために貨物を外国に送付する場合を含む
- ⑤海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結
- ⑥輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供

※海外出張にノート型PCを持ち出すことは許可不要です

### 【参考】 居住者と非居住者

下記の表で、法律上「非居住者」に当たる者に、貨物や技術の提供をする場合、その、貨物や技術の提供が、経済産業大臣の許可を必要とする者かどうか、判断する必要があります。

日本人でも、「非居住者」となることがあります。

国籍	法律上の扱い	
	居住者	非居住者
日本人	日本に居住する者	・外国法人に勤務のため外国に滞在する者 ・出国後2年以上外国に滞在する者
外国人	入国後6ヶ月経過した者	・外国に居住する者 ・入国後6ヶ月以内の者

Fig3: 居住者/非居住者

## 3. 規制の対象外について

以下の技術情報の提供の場合、許可申請が免除されます。

- ① 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等、不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- ② 学会発表原稿又は展示会等の配布資料の送付、雑誌への投稿等により、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能なもの
- ③ 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引  
→製品開発に係る共同研究は含まない
- ④ 工業財産権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に最低限必要な技術の提供
- ⑤ 新聞、書籍、雑誌等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供

## 4. 研修生・留学生について

研修生・留学生を受け入れる場合、以下の注意が必要です。

### ①入国後6ヶ月以内

この期間は、外為法上「**研修生・留学生は、非居住者**」になります。従って、規制対象に該当する技術情報を提供又は使用させる場合には、経済産業省の許可が必要となります。

### ②入国後6ヶ月経過後

- ・6ヶ月を経過すると、外為法上「**研修生・留学生は、居住者**」扱いになりますので、規制対象技術の提供は可能になります。しかし、研修生・留学生は自ら「外為法」を遵守する必要があり、入手した規制対象の技術情報を本国にメールしたり、faxすることは出来ません。
- ・一方、教職員は当該研修生・留学生が「外為法」を遵守する様に、指導教育する必要があります。

## 5. 金沢大学の手続き

「外国への貨物の持出」や「非居住者への技術情報の開示」の予定がある時には、下記まで速やかに連絡下さい。

金沢大学研究推進部 産学連携課 知的財産係

メール：[titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp)

# サンプル1 安全保障輸出管理にかかる学内申請書

輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	記入部分 学内審査課	学内審査申請書番号 No.
-----------	---------	---------------	------------------

別紙様式 1

平成 年 月 日申請

## 安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書(案)

輸出管理統括責任者(理事(研究担当)) 殿

所属	
職名	
氏名	印

(※申請者は太枠内を記入してください。)

下記の技術の提供又は貨物の輸出につき、該非判定等学内審査をお願いします。

### 1. 案件の概要

貨物・技術の名称 (又は内容)	
貨物・技術の用途 (持ち出し・開示の 事由)	
申請区分	<input type="checkbox"/> 外国居住者、入国後6月未満の者、外交官等への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入。 <input type="checkbox"/> 駐念国に技術を持出す産産性の高い者への授業、指導、情報開示、打合せ、見学受入。 <input type="checkbox"/> 通信回線、郵便を用いた外国への、資料、図面、データ、プログラムの提供。 <input type="checkbox"/> 外国への貨物の提供(説明・展示のために貨物を外国に送付する場合を含む)。 <input type="checkbox"/> 海外の大学、研究機関、企業との共同研究契約の締結。 <input type="checkbox"/> 輸出等が行われることが明らかな技術や貨物の国内での提供。
輸出国、提供先の 国籍	
取引先(需用者)	機関名: 担当者氏名: 担当者役職:
添付資料	安全保障輸出管理にかかる事前確認リストを添付願います。

### 2. 輸出管理責任者による1次判定 (平成 年 月 日)

判断	<input type="checkbox"/> 不要である。 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ問い合わせが必要となる可能性あり。 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ許可申請が必要となる可能性あり。
上記判定の理由	

### 3. 輸出管理統括責任者による2次判定 (平成 年 月 日)

判定 (該非判定審査票 による判定)	<input type="checkbox"/> 経済産業省へ許可申請が必要である。 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ許可申請は不要である。
上記判定理由	

# サンプル2 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト

## 安全保障輸出管理にかかる事前確認リスト(案)

記入部分

教職員の皆さんの技術の提供又は貨物の輸出について、下記チェックリストに該当するかどうか個別に事前確認をお願いします。該当する場合や該当するが不明な場合は、このシートを「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」に添付して提出願います。

(注)学会発表・論文発表など公表することを前提とした原稿の送付、自己使用目的で海外へ PC を携行する場合は輸出管理の対象外となり、事前確認不要です。

1. リスト規制、キャッチオール規制、インフォーム要件の確認。	
[1] 下記のリスト規制技術等に該当するか？ 1. 兵器 2. 原子力 3. 化学兵器 3の2. 生物兵器 4. ミサイル 5. 先端素材 6. 材料加工 7. エレクトロニクス 8. 電子計算機 9. 通信 10. センサ 11. 航法装置 12. 海洋関連 13. 推進装置 14. その他 15. 機微品目 →経済産業省 Web サイト「貨物-技術のマトリクス表」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/npa/matrix/intro.html">http://www.meti.go.jp/policy/npa/matrix/intro.html</a>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ↓「はい」の場合 貨物:輸出令 現 号 技術:外為令 現 号
[2] キャッチオール規制技術等に該当し、かつ、提供先の所在地が下記ホワイト国以外であるか？ ホワイト国…アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ルルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク →対象品目は下記サイトから「15 項貨物-キャッチオール規制対象品目表」参照 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/npa/npa03.html">http://www.meti.go.jp/policy/npa/npa03.html</a>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ↓「はい」の場合 15 項貨物・キャッチオール 規制対象品目表 部 類
[3] 経済産業大臣から輸出許可申請をすべき旨の通知を受けている。 ※1 上記[1][2][3]のいずれもが「いいえ」であれば申請は不要です。 上記[1][2][3]のいずれかに、「はい」がある場合は、以下の事項も確認の上、下記のいずれかに「はい」があれば、本リストを添付して「安全保障輸出管理にかかる学内審査申請書」を提出ください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2. 用途要件の確認。	
[4] 大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に転用の可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
[5] 別表(※2)に挙げる行為(核燃料、核原料物質、原子炉(部品、付属装置含む)の開発、製造、使用、貯蔵、重水の製造、核融合、核燃料物質の加工・再処理)に転用の可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
[6] 別表(※2)に挙げる行為(軍や国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うか、これらから委託を受けて行うところの、化学物質、微生物、毒素、ロケット、無人飛行機の開発、製造、使用、貯蔵、または、宇宙に関する研究)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
[7] 仕向地がアフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダンであって、通常兵器の開発、製造、使用のために用いられる可能性がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3. 需畏者要件の確認。	
[8] 需畏者は外国ユーザーリストに掲載されているか？ →経済産業省 Web サイト「外国ユーザーリスト」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/npa/enduserlist.html">http://www.meti.go.jp/policy/npa/enduserlist.html</a>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
[9] 需畏者が過去から現在にかけて大量破壊兵器等(核兵器、化学兵器、細菌兵器、ロケット、無人航空機)の開発、製造、使用、貯蔵に当たる行為を行ったことがあるか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※1 安全保障輸出管理制度についての概要は、経済産業省の下記サイトも参照ください。

経済産業省「安全保障貿易管理」 <http://www.meti.go.jp/policy/npa/>

※2 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成 13 年経済産業省令第 249 号)。

※ その他、不明な点等あれば、先端科学・イノベーション推進機構にお問い合わせください。

E-mail [ais@ipc.ac.jp](mailto:ais@ipc.ac.jp)

学内審査申請書管理 No. \_\_\_\_\_  
 【※申請者記入不要】